

■ ご存知ですか？ 宅地建物取引業人権推進指導員制度

大阪府では、業界団体で構成する「不動産に関する人権問題連絡会」と宅地建物取引の場などにおいて発生している同和地区に対する差別や、外国人等に対する入居差別をなくしていくため、宅建業者自らによる同和問題・人権問題の解決に向けた主体的な取組みが進められるよう、「宅地建物取引業人権推進指導員制度」を平成18年度に創設しました。

●人権推進指導員とは

宅建業者の社内で、人権に関する研修や教育、的確なアドバイスなどを行う人のことで、これにより従業員に、必要な知識を習得させるとともに、人権意識の高揚を図るという役割を担います。

●人権推進指導員になると

認定証とステッカーが交付されます。

※ステッカーは、事務所に掲示しています。

●人権推進指導員になるには

- ① 業界団体で実施しているブロック別研修の「人権」講義
- ② 市町村で実施している人権研修
- ③ 「人権推進指導員養成講座」

のすべてを同一年度に受講しなければなりません。

<問合せ> 大阪府住宅まちづくり部建築振興課宅建業指導グループ

TEL. 06-6941-0351 (内線3083、3084)

HP: <http://www.pref.osaka.jp/kensin/sido-jinken/gyoutojinken.htm>



■ 人権学習シリーズvol.5

『ぶつかる力 ひきあう力ー対立と解決ー』を配付します

人にはさまざまな違い、立場があります。しかし、この立場の違いによって意見がぶつかりあったり、対立したりすることがあります。これが発展すると暴力や戦争にまでなることさえあるのです。人権を尊重するためには“対立を暴力や排除ではなく、平和的に解決する”ことが必要であり、そのために、“対立と向き合い、それぞれの立場を理解する”学習が大切になってきます。

人権学習シリーズvol.5『ぶつかる力 ひきあう力ー対立と解決ー』は、対立と向き合い、どう対応していくかを学ぶ人権学習の教材として、学習プログラムを紹介しています。ぜひ、人権学習・人権研修にご活用ください。ご希望の方に配付します。

- 内容/プログラム** 「対立」に向き合う姿勢づくり
 さまざまな立場 みんな当事者
 「暴力」はわたしには関係ない?!
 職場のセクシュアル・ハラスメント
 パワハラを知っていますか?
 障害者とともに
 「対立」に向き合うスキル

体 裁 A4版 76ページ

費 用 冊子は無料ですが、送料のみご負担ください。

申 込 先 財団法人 大阪府人権協会 人権啓発部
 TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985

